

常新新聞

日刊 發行所 常盤每日新聞社

電話 三〇〇番

訂定額 一月五圓 三月十四圓 半年二十圓 一年三十八圓

廣告費 第一版一円 第二版八角 第三版五角 第四版四角 第五版三角 第六版二角

印刷部 常盤每日新聞社

電話 三〇〇番

刊夕日十三月一

時弊小言 (二) 桑木 嚴翼

固より求職者は自身の信する能力が實際どれだけの価値があるかは第三者でなければ判別は出来ないから、一概に落選者の言にのみ耳を傾けることは出来ないが、かかる聲が余り多数なのは其處に何等かの事實を示すものと見てよまいであらう之が爲に百方手藝を求め紹介を望む者が多く、實力を養成することを二の次とするに至ることが多いやうなのは實に嘆かしい事である若し此形勢で押し行けば

結局社會には私情のみが行はれて眞の實力は認められず、文化の進歩など思ひもよらぬことになりぬとも限られない。或はある階級の自己防衛だと言はれても辯ずるに由がないであらう。或は辯じていふ。或種類會社などは實は或る私人の事業である。随て其關係者の熟知する人々を集めた方が安全でもあり、又便利でもある、氣心の知れない人はたとい學力があつても才能があつても如何なる迷惑をかけたも限られない其故に寧ろ相手の紹介あるものを第一に採用するのだ。此に既に階級意識が表

外科 専門

上田外科醫院

入院應需

平町 南町

電話 一・二九番

電話及乗合自動車開通

電話六四〇番を

區間 平湯本間 乗合 御三人以上はお迎ひ 平四倉 間に参上致します

右開通致しましたから御利用下さい

特に貸切は勉強致します

尼子自動車部

平町 二丁目

今大好評賣レルハ

御土産ニ御進物ニ御旅行ニお茶會ニかるた會ニ

絶對限り平驛前ホテイヤの

薄皮まんぢゅう

製造本舖

布袋屋菓子舖

平 驛 前

電話 三五六番呼

ゴム底足袋

耐久 保証 學生 洋服 其他小間物、化粧品、メリヤス帽子、カバン、玩具

た値段三品質で 平五丁目

モリタヤ

電話 三五三番

御満足を得る

金印 半天専門 優秀品の証明

受領 草野染工場

電話 三四八番

平町

原齒科醫院

平町土橋通り電話三一番

赤心堂病院

田町 電話四七五番

山野邊藥局

平町五丁目

石炭

大炭第一ノ磐城炭礦ノ石炭

ツ コークス ノ 特長

一、目方ノ正確 二、品質ノ優良 三、配達ノ迅速

常磐第一ノ磐城炭礦ノ石炭

平 驛 前

阿部石炭商店

(電話 二・三・七番)

移轉御披露

弊店開業以來格別ノ御引立々蒙ッ洵に難有奉謝候 就ては今般營業發展の爲め 磐城製菓會社工場構内へ移轉 致し一層勉勵可仕候間不相變御愛顧の程奉懇願候

平町小太郎町廿一 (電話 三・六〇番)

榮屋製菓所

營業種目 龍糖、あん、金米糖、寶家棒、家庭豆名物、菓子豆、果實水、りんご、名物平豆、有糖、糖各種、特製白玉、コーヒ、九重、磯豆、金花糖各種、食用玩具類各種、磁の花、白圓豆、金世界、キャンデー

營業報告

株式 磐城實業銀行

昭和二年十二月卅一日現在

貸借對照表

資產之部
 拂込未済資本金 五〇〇,〇〇〇
 諸貸付金 九六,〇〇〇
 他店へ貸付金 二九,〇〇〇
 有價証券 六,七〇〇
 營業用什器並 三,八八五
 所有不動産 一,〇〇〇
 假拂金 一,〇〇〇
 現金及預金 一八,〇〇〇
 合計 一,〇七,五八五

負債之部
 資本金 三〇〇,〇〇〇
 諸積立金 一五,〇〇〇
 諸預金 一五,八七〇
 コールマネ 五〇,二八三
 及借入金 二八,四七〇
 他店借付 一八,九〇〇
 未拂利息未拂配當金並未 一,八八五
 經過割引料 一,八八五
 第三種所得稅並 二,四九〇
 二資本利子稅 二,八四二
 当期純益金 一〇,七五二
 合 計 一〇,七五二
 当期純益金 一,〇七五
 之レヲ處分スルコト左ノ如シ
 法定準備金 一,五〇〇
 賞與金 九〇〇
 配當金(年七分) 八六,〇〇〇
 後期繰越金 共、三三,〇〇〇
 右ノ通りニ候也

昭和三年一月
 株式 磐城實業銀行
 取締役頭取 馬目 太平
 取締役 鈴木辰三郎
 專務取締役 鈴木喜太郎
 取締役 鈴木喜太郎
 取締役 大平陸四郎
 取締役 叶多 幹治
 同 白井 一郎
 同 田田 嘉藏
 同 阿部 太平
 同 鈴木 源藏
 監査役 鈴木 源藏
 支那人 鈴木 源藏
 追而取締役監査役全員任期 満了改選ノ結果取締役ニ馬目 太平、鈴木辰三郎、鈴木喜太郎、白井 一郎、大平陸四郎、岡田次作、監査役ニ阿部 太平、鈴木辰三郎、任セリ

本日の平町會に 學校増築案上提

新築論と正面衝突 教育調査會の報告書

本日の平町會に先般來問
題となつて居た小學校増
築の教育調査會案左記の
如く提出されたが新築速
進論と正面衝突し此稿縮
切午後二時に至るも未だ
何れとも決定しない

平町教育調査會報告書
本町々は調査ノ一タル教育
設備ノ擴張ニ關シ本委員會
ハ前後十一回ノ調査ヲ重テ
慎重議議シタル結果左ノ施
設ヲナスヲ緊急適當ト認ム
一、小學校ハ全部二十四學
級ニ編制ノ方針ヲ採ルコト
二、平第三小學校ヲ速カニ
（遅クモ昭和五年三月迄ニ）
東部平坦部ニ新設スルコト
此建築工費概算拾壹萬五千
四百拾七圓五拾錢
建坪千參百參拾貳坪五合（
教室ノ分一坪當八拾圓）
三、第一第二兩小學校ハ敷
地ヲ擴張シ校舍ノ増築ヲナ
ス
一、第一小學校ハ舊中學校敷
地ノ西南部ヲ埋立テ運動場
ノ擴張ヲナスコト
現在ノ北校舎（三教室）ハ之
ヲ便所ノ西部ニ移轉シテ手
工室ニ改造シ其ノ跡ヲ更ニ
舊中學校敷地ノ一部ヲ取入
レ二階建ノ六教室ヲ増築ス
ルコト
此工費概算壹萬七千貳百七
拾九圓四拾錢（土盛工事費
ヲ含マズ）
二、第二小學校ハ西方講堂前
ニ二階建ノ六教室ヲ増築シ

平町跡に公設市場 建築費一千圓を投じて

平町役場及び町立商業學校
は昭和三年度内に移轉す
事に決定したので役場及び
高校の兩敷地田町に添ふ二
十五坪に建築費一千圓を投
じ公設市場を設置すべく目
下計畫中

情婦を捨て、
食逃げ常習
生業の嫌へな
のらくら男

住所不定長野縣下伊那郡龍
江村大字今田生れ木下民三
（三）は去廿八日石城郡湯本
町三函料理店おかめに登樓
懷中無一物にて飲食遊興し
半署に突き出されたが同人
は各地を流浪し土工職を爲
して居たる所昨年一月十三
日神奈川縣津久井郡與瀬町
砂利販賣業福島サト養女サ
ヨ（三）を誘へ出しサトの使
へたと稱し隣家の某から現

が常磐炭界現在の不況は
區々たる人件費の整理等に
よつて幾分の緩和を圖るべ
く餘りにその深刻なるもの
あるので今後は單に缺員の

補充を無さざる程度に止め
引續き人事の整理等が行は
れるとは觀られてゐない様
である

石城郡豊間村漁業組合は資
本家と小船業者とが組合費
問題で確執の結果久しく紛
亂してゐたがこれがため組
合長も空席の儘經過した、
昨年十二月廿二日横田縣水
産技師及同村助役の斡旋に
より理事として遠藤藤之丞
鈴木繁會、遠藤伊平外一員
當選し組合長は未決定とし
てゐたが不便此上もないの
洗ひ丁寧に拭き亞鉛華濃粉
などをつけて、たゞれを防
ぐ。咳をしたり、熱があつ
たら入浴は見合せます。衣
服は軽い清潔なるものを選
び、じゅばんやおしめはま
めにかへてやります。胸や
腹を強くしめぬやう手足の
運動の自由に出出来るやうに
させます。室は日の當る明

で來る廿五日横田技師來り
斡旋の結果組合長に遠藤理
事當選しここに圓滿に紛亂
も解決を告げたがこれと同
時に懸案となつてゐる漁業
區擴張を實現せんとする計
畫である

供託金積立は
未だ三名
本日正午迄に
本日正午迄に立候補の供託
金積立済となつたものは濱
三郎で木村清治、松本孫右
衛門、佐川潔の三氏で比佐
氏其他下馬評にのぼつて居
る二三は未だ正規の手續が
踏まれて居ないと

平町 人事
△出生
△四丁目三三井四郎長女正子
△鎌田町一四渡邊清一郎長男光
△古御治町三山崎忠兵衛長男慶
△石城郡上野村農林幸氏（二九
）鎌田町五三三樂タケ（二一）
△三丁目五八 公吏大平豊（二五）東
京市小石川區中宮坂町富永雪子（
二二）
△結婚
△胡麻澤二古物商梅津藤三郎（四
七）福島市宇御倉町梅津力子（四二
）

人事の整理 當分見合せ

磐城炭礦株式會社に於ては
今回突如伊藤工作、小出建
築の兩主腦者が退社する事
となり時節柄不況の常磐炭
界に一種の衝動を起してゐ



乳兒の育て方 (四)
入浴、出来るならば毎日入
浴をさせます。耳に湯を入
れぬ様にし頭のまはり、腋
の下、股の間など殊によく

暖かい日には室を開け放ち
暖かい日には室を開け放ち
暖かい日には室を開け放ち
暖かい日には室を開け放ち
暖かい日には室を開け放ち

平町役場の 手数料改正

町會で決定

平町役場にては本日の町會
にて左記の如く手数料條例
を改正した

第一條本町ハ町制第九
十三條ニ依リ左ノ事項ニ
對シ手数料ヲ徵收ス但シ
法律命令ニ依リ取扱フベ
キモノハ此限ニアラス

一、土地建物ニ關スル證
明一件ニ付金拾五錢
五筆四棟マテ一件トシ
五筆五棟以上一筆一棟毎
ニ金三錢ヲ加フ
一、納税公課ニ關スル證
明一件ニ付金拾五錢
一ケ年度一稅目ニ關スル
事項ヲ一件トシ一ケ年度
未滿ノ一稅目月稅日稅亦
同シ

- 一、資産ニ關スル證明一
人ニ付拾五錢
- 一、本籍住所所ニ關ス
ル證明一件ニ付金拾五錢
- 一、戸一世帯内ノ家族又ハ
一人ヲ一件トス
- 一、身分ニ關スル證明
一人ニ付金拾五錢
- 一、職業營業ニ關スル證
明一人ニ付金拾五錢
- 一、寄留ニ關スル證明一人
ニ付金拾五錢
- 一、印鑑ニ關スル證明
一類ニ付金拾五錢
- 一、牛馬犬ニ關スル證明
一件ニ付金拾五錢
- 一、頭一件トス
- 一、里程ニ關スル證明一
件ニ付金拾五錢
- 一、船車ニ關スル證明
一件ニ付拾五錢一艘又ハ
一輛一臺ヲ一件トス
- 一、雇人使用人ニ關スル
證明一人ニ付金拾五錢
- 一、家族親族ニ關スル證
明一人ニ付金拾五錢

- 明一人ニ付金拾五錢
- 一、在學、修學ニ關スル
證明一人ニ付金拾五錢
- 一、褒賞恤救ニ關スル證
明一人ニ付拾五錢
- 一、生存ニ不任失踪ニ關
スル證明一人ニ付金拾五
錢
- 一、出生、死亡、結婚、離
婚、死産相續ニ關スル證
明一人ニ付金拾五錢
- 一、親權者後見人ニ關ス
ル證明一人ニ付金拾五錢
- 一、諸資格ニ關スル證明
一人ニ付金拾五錢
- 一、財產管理人、破産管
理人ニ關スル證明一人ニ
付金十五錢
- 一、差配人、納税管理人
ニ關スル證明一人ニ付金
拾五錢
- 一、種痘ニ關スル證明
一人ニ付金拾五錢
- 一、社寺宗教ニ關スル證
明一件ニ付金拾五錢

- 一、埋火葬ニ關スル證明
一人ニ付金拾五錢
- 一、土地其ノ他被害ニ關
スル證明一件ニ付金拾五
錢
- 一、公權能力ニ關スル證
明一人ニ付金拾五錢
- 一、漂流物、沈没品ニ關
スル證明一件ニ付金拾五
錢
- 一、水道使用ニ關スル證
明一人ニ付金拾五錢
- 一、各種選舉ニ關スル證
明一人ニ付金拾五錢
- 一、請負保證ニ關スル證
明一人ニ付金拾五錢
- 一、公簿公文書圖面ノ謄
本抄本一件ニ付金拾五錢
五筆迄ヲ一件トシ五筆以
上ニ筆毎ニ金參錢ヲ加フ
- 一、文書發受ニ關スル證
明一件ニ付金拾五錢
- 一、徵稅令書納稅告知書
通知書ニ關スル證明一件
ニ付金拾五錢

- 一、公簿公文書印鑑ノ閱
覽照査一回又ハ一類ニ付
金拾錢公簿又ハ圖面ノ閱
覽ハ公衆覽覽ニ供シ差支
ナキモノニ限ル
- 第二條、手数料ハ證明照
査閱覽又ハ謄本抄本下附
申請ノ時前納スルモノト
第三條、證明又ハ謄本抄
本ヲ申請シ其ノ書類ノ送
達ヲ望ムモノハ郵送料ヲ
添附ヘシ
- 第四條、鑛夫ノ徵兵關係
ニ付鑛山主ヨリノ證明申
請ニ對シテハ手数料ヲ徵
收モス
- 第五條、公費ノ救助ヲ受
ケタルモノ及町長ニ於テ
手数料ヲ納附スベキ資力
ナシト認ムルモノハ手數
料ヲ免除スルコトヲ得
- 附則
本條例ハ昭和三年四月一
日ヨリ之ヲ施行ス